

国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険税は、加入者が属する世帯の世帯主に課税されます。

世帯主が、職場などの健康保険や後期高齢者医療保険に加入している場合でも、世帯に国民健康保険加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者になります。

国民健康保険税の所得割額は、加入者の所得申告に基づき計算されます。

所得のない方、または少ない方は、国民健康保険税が軽減されたり、高額療養費の支給条件が有利になる場合がありますので、所得の有無に関わらず必ず申告をしてください。

また、市県民税では非課税所得となる、遺族年金や障害年金などを受給している方も、その旨を必ず申告してください。

国民健康保険税の軽減や減免を受けられる制度があります。

- 世帯主および世帯の国民健康保険加入者の前年所得が一定金額以下の場合は、所得に応じて国民健康保険税の均等割額および平等割額が(7割・5割・2割)軽減されます。
- 後期高齢者医療制度の創設に伴う緩和措置が適用される場合があります。
- 倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)や、雇い止めなどによる離職(特定理由離職者)をされた方については、申告により国民健康保険税が軽減される場合があります。
- 火災や風水害で被害を受けたとき、病気や失業などにより所得が激減したときなど、特別な事情により国民健康保険税の納付が困難な場合に、減免を受けられる場合があります。ただし、審査が必要ですので、事前にご相談ください。

問い合わせ 税務課(内線533)

海&プール情報

五色姫海浜公園

利用期間 6月26日(日)～8月31日(水)
問い合わせ 都市整備課(内線567)

ふたみシーサイド公園

利用期間 6月26日(日)～8月31日(水)
問い合わせ ふたみシーサイド公園
(☎986-0522)

市営五色浜プール

利用期間 7月1日(金)～8月31日(水)
8:30～17:00 ※7/28(木)は休み
料金 大人(高校生以上)160円
小人(3歳以上中学生以下)70円
問い合わせ 都市整備課(内線567)

※湯水状況により、シャワー・トイレが使用できない場合があります。また、天候などにより利用できない場合がありますので、ご利用の際にはお問い合わせください。

ウェルピア伊予プール

利用期間
○7月16日(土)13:00～17:00
7月17日(日)・18日(月)10:00～17:00
※7月16日(土)～18日(月)は、半額で入場できます。
○7月21日(木)～8月31日(水)10:00～17:00
料金 大人(中学生以上)600円
小人(3歳以上小学生以下)300円
問い合わせ ウェルピア伊予(☎983-4500)



広報紙発行後の訂正です！
17日(日)・18(月)の利用時間を
10:00からに訂正します。

平成23年度の国民健康保険税の税率

国民健康保険税は、加入者(被保険者)の皆さんが、病気やけがをしたときの医療費などに使われる大切な財源です。しかし、近年の医療費の増加や低迷している経済状況などにより、国民健康保険事業の運営が厳しくなっています。そのため、平成23年度国民健康保険税の税率を次のように変更します。

加入者の皆さんにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

	医療分		支援金分		介護分(40～64歳)	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
所得割額	100分の7.9	100分の8.4	100分の2.7	変更なし	100分の2.0	100分の2.1
均等割額	20,450円	変更なし	6,550円	変更なし	6,740円	変更なし
平等割額	22,250円	変更なし	6,550円	変更なし	5,560円	変更なし
課税限度額	50万円	51万円	13万円	14万円	10万円	12万円

※課税限度額については、地方税法の改正に伴い、平成22年度と比べ、医療分と支援金分が各1万円、介護分が2万円増額されています。

- 医療分** 医療費、出産や死亡の際の給付に充てられる財源
- 支援金分** 国保から後期高齢者医療制度への支援金分(拠出金) ※他の社会保険加入者も同様に負担。
- 介護分** 介護サービス費用に充てられる財源 ※介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)が対象。
- 所得割額** 加入者の所得に応じて計算
- 均等割額** 世帯内の加入者数に応じて計算
- 平等割額** 一世帯ごとに計算
- 課税限度額** 課税額の上限

平成23年度の国民健康保険税の計算方法

医療分 (限度額51万円)	=	所得割額 課税所得金額×8.4%	+	均等割額 20,450円×加入者数	+	平等割額 22,250円
支援金分 (限度額14万円)	=	所得割額 課税所得金額×2.7%	+	均等割額 6,550円×加入者数	+	平等割額 6,550円
介護分 (限度額12万円)	=	所得割額 課税所得金額×2.1%	+	均等割額 6,740円×対象者数	+	平等割額 5,560円

※課税所得金額とは、加入者の平成22年分(平成22年1月～12月)の総所得金額等から、基礎控除額33万円を差し引いた額です。

国民健康保険税	=	医療分	+	支援金分	+	介護分
----------------	---	------------	---	-------------	---	------------